

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ケニア	食糧増産援助に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の交換公文	食糧生産の増大に寄与するための農産物資及びその輸送に必要な役務の供与	700,000千円 H15.1.13まで	H14.1.14 ナイロビ (同日)	日本側 細谷龍平在ケニア臨時代理大使 ケニア側 クリストフアー・オアレ大蔵大臣	H14.5.22 198号
ケニア	アテイ橋・イクサ橋架け替え計画のための贈与に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の交換公文	アテイ橋・イクサ橋架け替え計画を実施するための詳細設計に必要な役務の供与	27,000千円 H15.1.13まで	H14.1.14 ナイロビ (同日)	日本側 細谷龍平在ケニア臨時代理大使 ケニア側 クリストフアー・オアレ大蔵大臣	H15.2.13 36号
ケニア	無償資金協力に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の交換公文	貧困開発途上国の債務問題に関する国際的取組に留意し、ケニアの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、同政府の関税当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	2,086千円 -----	H14.3.13 ナイロビ (同日)	日本側 細谷龍平在ケニア臨時代理大使 ケニア側 ノア・カタナ・ンガラ大蔵大臣代理	H16.7.7 321号
ケニア	メルー市給水計画のための贈与に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の交換公文	メルー市給水計画を実施するために必要な役務の供与 1. 給水施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2.1.1にいう生産物のケニア共和国の港までの輸送のために必要な役務及び同国における国内輸送のための役務の供与 3.1.1にいう機材の維持・管理指導に必要な役務の供与 貧困開発途上国の債務問題に関する国際的取組に留意し、ケニアの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、同政府の関税当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	630,000千円 H16.3.3まで	H15.3.4 ナイロビ (同日)	日本側 浅見真在ケニア大使 ケニア側 ダウザイ・ムウイラリア財務大臣	H16.7.20 352号
ケニア	無償資金協力に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の交換公文	貧困開発途上国の債務問題に関する国際的取組に留意し、ケニアの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、同政府の関税当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	151千円 -----	H15.3.4 ナイロビ (同日)	日本側 浅見真在ケニア大使 ケニア側 ダウザイ・ムウイラリア財務大臣	H17.8.24 843号
ケニア	アテイ橋・イクサ橋架け替え計画のための贈与に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の交換公文	アテイ橋・イクサ橋架け替え計画を実施するために必要な役務の供与 1. 橋梁の改修に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	1,092,000千円 (H14年度 270,000千円) H15.3.31まで (H15年度 609,000千円) H16.3.31まで (H16年度 213,000千円) H17.3.31まで	H15.3.14 ナイロビ (同日)	日本側 花谷卓治在ケニア臨時代理大使 ケニア側 ダウザイ・ムウイラリア財務大臣	H16.8.23 505号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月〇日をH〇.△.〇と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

ケニアとの無償資金協力取極一覧

ケニアとの無償資金協力取極一覧

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ケニア	ケニア共和国政府に対する贈与 に関する日本国政府とケニア共 和国政府との間の交換公文	ケニアの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含 むケニアの経済する生産物及び役務を購入するための資 金を贈与すること。	500,000千円 -----	H15.12.1 ナイロビ で (同日)	日本側 浅見真在ケニア大 使 ケニア側 ダウズイ・ムウ イラリア財務大臣	H16.9.17 616号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。